

11月は…

子どもを虐待から守るのは、地域の人々の「気づき」から

児童虐待防止推進月間です



「大人の怒鳴り声やいつも子どもの泣き声が聞こえる」など、様子がおかしい…虐待かなと思ったら、まず連絡を。あなたからの電話一本で守られる命、救える家庭があります。

児童虐待件数は年々増加しています

「児童虐待」という言葉を聞くと、何か特別な事件に見えるかもしれませんが、皆さんの身近なところで起こっている行為です。

【児童虐待の4つの分類】

- ・身体虐待 殴る、蹴る、たたく、強く揺さぶるなど
- ・ネグレクト 食事を与えない、ひどく不潔にするなど
- ・心理的虐待 言葉による脅しや無視、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど
- ・性的虐待 わいせつなことをする、見せる、性的な被写体にするなど

こんなことしていませんか？

体罰は法律で禁止されています。令和2年4月から児童福祉法等の改正で体罰は許されないものと法定化されました。

下記の行為は全て体罰です。体罰が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達に様々な悪影響が生じる可能性があります、科学的にも明らかになっています。

- 何度も言葉で注意したけどいうことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらしたので、長時間正座させた
- 宿題をしなかったので、夕食を与えなかった



オレンジリボン運動

オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。私たちに何ができるかを考え、行動を起こしてもらう活動が「オレンジリボン運動」です。児童虐待防止を願って飾りつけし、ツリーを明るいオレンジ色でいっぱいにして下さい。



- ◆場所 役場新庁舎 1階ロビー
- ◆設置期間 11月5日(火)～29日(金)

「虐待かも」と思ったら 下記までご連絡を

虐待を見たり、聞いたりしたらすぐにご連絡をお願いします。

児童相談所虐待専用ダイヤル
☎ 189 (いちはやく)
福祉課福祉・子育てグループ
☎ 73-2222
子育て支援センター「スキップ」
☎ 72-1280
※命の危険など、緊急性があるときは
警察へ ☎ 110

安全確認の徹底を！

- 歩行者や自転車を見落としやすくなる薄暮時間帯から夜間の交通事故を防ぐため、交差点や横断歩道近くでは速度を落とし、安全確認を徹底しましょう。
- 横断歩道を横断しようとする歩行者などがある場合は、必ず横断歩道の手前で一時停止し、手で合図（ハンドサイン）をして横断を促しましょう。

【相談電話ダイヤル】

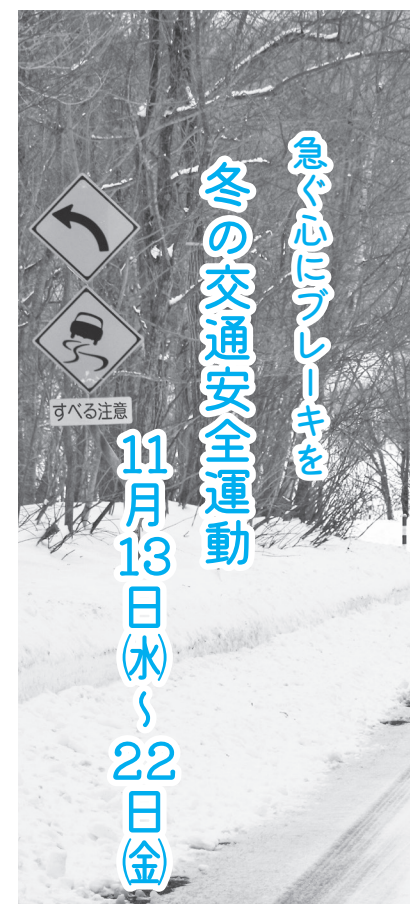
- 性犯罪相談 110番
☎ #8103 (ハートさん)
- 少年相談 110番
☎ 0120 (677) 110
- 栗山警察署
☎ 0110
※詐欺電話が来たら
「#9110」

11月13日(水)～22日(金)までの10日間、「冬の交通安全運動」が実施されます。
冬の時期はスリップなどによる交通事故や日没が早まり車や人の往来が活発な薄暮時間帯における歩行者被害の交通事故が懸念されますので、特にドライバーの皆さんは、次の点に注意して悲惨な交通事故を防ぎましょう。

警察署からのお知らせ

警察では事件や事故の被害に遭われた方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方の相談を受け付けております。一人で悩まずにご相談ください。

○降雪に対応できるよう、早めにスタッドレスタイヤへの交換を行いましょう。



南空知消費生活相談室です！ ☎ 72-3581 (勤労者福祉センター内)

事例

今月のテーマ「しつこい電話勧誘、法律違反です！」

1. 自宅の固定電話に健康食品の勧誘電話がかかってきて、購入を承諾してしまったが、届いたサプリに効果を感じず、商品も高額なため解約したい。(80代)
2. お得な料金プランがあると電話がかかってくる。何度も必要ないと断っているにもかかわらず繰り返し電話が来るので、電話が来ないようにしてほしい。(80代)



POINT!

消費者へのアドバイス

- 断るときは事業者名、連絡先を聞いたうえで取引をしない意思をはっきりと相手へ伝えましょう。
- 留守番電話機能や迷惑電話対策機能を活用し、知らない番号に出ないようにしましょう。
- 断り切れず購入しても、クーリング・オフできる場合があります。

【相談日】

毎週 月・木曜日 13:00～16:00 第2・4水曜日 13:00～15:00
※上記の曜日以外の相談はブランド推進課商工・労働グループ(☎ 73-7516)で受け付けます。